設 立 趣 旨 書

平成25年の障がい者法定雇用率の引き上げにより、障がい者の一般就労が増加している。また、一般就労に至らない障がい者においても、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービスによって、就労の機会が設けられている。このように、障がいを持つ者も健常者と同様に暮らせるような社会に向けて、制度も人々の意識も変容しつつある。

しかし、当該法律において、就労に関する事業所は「知識及び能力の向上のために必要な訓練 その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない」と定められているように、現制 度では、未だ、障がい者を知識や能力が劣るものとして、一般社会に適応できるように訓練すべ き対象とみなしているようである。

こうした認識の下では、支援する側とされる側、あるいは指導する側とされる側という、健常者と障がい者間の上下関係が生じ易く、ともすると障がい者の意思が軽視されかねない。障がい者の就労意欲や生きがいを尊重し、障がい者の意思や個性を生かした就労に結びつけるためにも、障がい者と健常者が対等の関係で共に仕事をする障害福祉サービスの実現が望ましいと考える。

私たちはこれまで、障がい者によるアロマハンドケアサービス、障がい児を持つ母親と健常児を持つ母親が共に学ぶ学習会等を個々人で継続的に実施し、サービスする側とされる側の垣根を取り払うための試行錯誤を重ねて来た。この度、これまでの活動経験をさらに発展させ、障害福祉サービスの形態をとりながらも、障がい者と健常者との区別なく、それぞれの特性に合わせて仕事に取り組むことのできる就労の場を設けたいと考えた。

NPO法人を設立して就労の場を運営することにより、地域に開かれた就労の場となるものと考えている。地域住民が気軽に立ち寄れる場とすることで、一般社会における障がいへの理解の促進を図り、障がいの有無に関わらず同じ生活条件の下で普通に暮らせるというノーマライゼーションの理念、また、障がいの有無に関わらず全ての人が同じ社会で支えあうというインクルージョンの理念を、多くの市民に浸透させていきたいと思う。

2016年 2月 21日

法人の名称 特定非営利活動法人 フラットハート

設立代表者 青木 恵美子